

「大阪府内周遊ツアー推進事業業務委託」企画提案公募に係る質問と回答

令和8年4月24日

No.	質問項目	資料名称・頁	項目番号	質問内容	回答
1	企画造成業務	仕様書 P1、2	5(1) 6(1)	①空港アクセス型ツアーと②体験型ツアーの計2つのツアーの実施最低回数はあるか。	本事業では、ツアー実施期間中、週1回、同一の曜日・時間に出発するなど、各ツアーには定期性を持たせることとしており、実施最低回数は設けていませんが、ツアーの実施期間を鑑み、最低16回は必要と考えております。
2		仕様書 P2、3	5(1) 6(1)(2)	空港アクセス型ツアーの集客のために、航空会社・海外旅行事業者と「連携」することが求められていますが、具体的にどの程度の連携（覚書・合意書の締結、共同プロモーション、販売代理契約等）が必要ですか。提案書段階では「連携予定」の表明でよいですか、それとも具体的な合意を示す書類が必要ですか。	合意を示す具体的な書類の提出は求めておりません。仕様書に記載のとおり、航空会社や海外の旅行事業者との連携を図ることとしており、その連携の内容や手法についてはご提案ください。
3		仕様書 P1 公募要領 P5	5(1) 5(1)	提案書には「モデル事業の成果及び課題を踏まえた提案」が求められていますが、モデル事業の実施報告書に記載されている集客実績（参加者数・OTAアクセス数等）の具体的な数値を提案書内で引用・参照することは認められますか。	引用・参照することは可能です。
4		仕様書 P1、3	5(1)、6(3)	空港アクセス型ツアーにおいて、参加者のスーツケース等の荷物をバス車内に搭載する「手ぶら観光」形式の場合、荷物の保管・管理に関して、特別な許可や保険対応等が必要になりますか。	仕様書に記載のとおり、周遊ツアーの実施等に当たっては、周遊ツアー参加者をはじめ、周囲の方々の安全に配慮した対策を十分に講じたうえで実施することとしています。荷物の保管・管理についても必要となる対策を講じた上で実施してください。
5		仕様書 P1、2	5(1)	インパウンド参加者の「目標割合」（全体のうち何%以上）は設定されているか。重点市場の指定はあるか。	参加者属性の割合は、大阪府としては設定していません。ただし、周遊ツアーへの集客効果の高いターゲット国・地域を設定し、その上で、属性の割合を目標として設定する等、事業者からの企画提案を求めます。
6		仕様書 P1、2	5(1)、6(1)	フライトキャンセル（例：中国便の減便・欠航など）等の不可抗力にてツアーキャンセルとなった場合、キャンセルに係る費用は事業費で負担してよいか。	不可抗力によるキャンセルに係る費用は委託料に含まれません。予め市場動向等を考慮の上、ターゲットを設定し、周遊ツアーを企画実施してください。
7		仕様書 P2	5(1)	IPは申請が通らないと利用ができないため、企画段階では確約ができないがそれでも提案することは可能か。	提案内容に基づき審査を行うため、実現可能性を十分に考慮した上でご提案ください。なお、IPを活用した企画が審査において評価され契約に至った以上、その実現に向け、責任をもって取り組んでください。
8		仕様書 P2 公募要領 P5	5(1)、6(1) 5(1)	体験型ツアーにおいて、定員が少人数（例：9名程度）の特殊車両（XR・AR技術を搭載した観光バス）を用いる場合、1便あたりの定員が少なくても、複数便を定期運行する形で要件（週1回以上の定期性）を満たせますか。 また、集客目標の設定にあたって、便数×定員という考え方で問題ありませんか。	1便あたりの定員数が少ない場合は、便数を増やし、要件を満たすことは可能です。また、集客目標の考え方は「便数×定員」で問題ありません。
9		仕様書 P2 公募要領 P5	6(1) 5(1)	集客目標の達成基準は「販売数」「催行数」「参加者数」「売上高」のいずれを主指標とするか。	集客目標の達成基準は参加者数とします。ただし、本事業は将来的に民間事業者による継続的・自立的な周遊ツアーの展開をめざすものです。そのため、参加者数以外にも、事業の成果を図るための指標は、それぞれご提案の上、その達成に向け、取り組んでください。
10		仕様書 P2 公募要領 P5	6(1) 5(1)	各ツアー（空港アクセス型・体験型）ごとの「集客目標数値」は府が事前に設定するか、受託者の提案に委ねられるか。	受託者の提案を基に、大阪府と受託者で協議の上、決定します。
11		仕様書 P2～4	6(1)(2)(5)	ツアーの実施期間は「原則、令和8年9月～12月」とされていますが、体験型コンテンツとの連携の都合上、一部ツアーを令和8年7～8月に試験的に先行実施することは認められますか。また、令和9年1～3月への延長は可能ですか。	仕様書に記載のとおり、周遊ツアーの実施時期は「原則、令和8年9月～12月」としており、各ツアーには定期性を持たせることとしていますが、より多く運行することを妨げるものではありません。また、原則、周遊ツアーの実施時期の2か月前にはプロモーションを開始することとしています。加えて、契約期間は令和9年3月31日までとなっており、同日までに実施報告書等の成果物を提出いただく必要があります。これらを踏まえ、契約期間全体の実施スケジュールについても提案を求める事項としています。

No.	質問項目	資料名称・頁	項目番号	質問内容	回答
12		仕様書 P2、4	6(1)(5)	ツアー参加料収入（委託料以外の自主財源）が発生した場合、その収益の使途（例：増便・新コンテンツ追加への再投資）について、大阪府との協議・報告は必要ですか。 また、当該収益は受託者の収入として計上してよいですか。	本事業で発生する収益については、運行日数・便数の増加、新たな体験コンテンツの付加など、事業効果を高める取組みに活用することとし、大阪府と事前に協議してください。また、仕様書に記載のとおり、収益の活用状況を含め、業務実施状況については大阪府へ報告いただく必要があります。加えて、周遊ツアー終了後は、実施内容やその結果を報告書にまとめることとしており、周遊ツアーの継続にあたっての課題や採算性等について、改めて総合的に分析し、実施報告書に盛り込んでいただきます。
13		仕様書 P2	6(1)	周遊ツアーの実施に係る原価（バス運行費・車両費・ガイド人件費・施設入場料・食事代等）について、①これらは委託料の対象経費として計上することが認められますか。②認められる場合、費目区分（運行費・人件費・業務委託費等）はどのように整理すればよいですか。③また、ツアー参加料収入と委託料の両方で原価を賄う収支構造（例：委託料で初期費用・プロモーション費を賄い、参加料収入で運行原価を賄う）は認められますか。	①については認めません。仕様書に記載のとおり、周遊ツアーは有料で販売し、各施設への入場料や食事代、バス代等については受益者負担を原則としています。なお、委託料については、本事業を開始するにあたって必要となる初期費用や企画料、プロモーション費用等に使用してください。その上で、発生する収益については、運行日数・便数の増加、新たな体験コンテンツの付加など、事業効果を高める取組みに活用することとしています。これらを踏まえた収支計画の整理については、ご提案ください。
14		仕様書 P2	6(1)	ツアーは有料で販売するところだがIPやエンタメコンテンツにかかる費用は含めなくてよい認識で相違ないか。	ツアー本体に係る費用（例：ツアー中のコンテンツ利用料等）は受益者負担を原則とします。ただし、プロモーションに係る費用（例：関心の低い層への訴求のためのIP活用等）については、プロモーション費用として委託料に充当することができます。
15		仕様書 P2 公募要領 P5、6	5(2) 5(2)	委託料（2,125万円想定）内に「プロモーション費用（SNS広告・インフルエンサー料）」の上限割合は設定されているか？	設定しておりません。
16		仕様書 P2 公募要領 P5、6	5(2) 5(2)	インバウンド向けプロモーションにおいて、中国本土向けのSNS（小紅書・Weibo・WeChat等）への広告出稿費用は委託料の対象経費として認められますか。また、海外インフルエンサーへの報酬・提供品等も同様に対象になりますか。	お見込みのとおりです。
17		仕様書 P3	6(2)	専用ホームページの開設期間はいつまでか。	プロモーション開始から契約終了（令和9年3月31日）まで開設してください。ただし、業務終了後、当該ページについては、大阪府へ引き継げる仕様にしてください。
18	プロモーション業務	仕様書 P3	6(2)	周遊ツアー専用ホームページの開設について、大阪府のロゴや行政表記（「大阪府委託事業」等）の掲載は必須ですか。 また、既存の弊社サイト内に特設ページを設ける形式でも要件を満たしますか。それとも完全に独立したドメインのサイトが必要ですか。	「大阪府内周遊ツアー推進事業」の明記等、大阪府から受託し、実施するツアーであることが分かるようにしていただきます。 また、独立したドメインの取得を必須とします。なお、予約システムについては自社システムを活用していただいても構いません。
19		仕様書 P3	6(2)	航空会社・海外旅行事業者との連携プロモーションにおいて、府が既に協定・提携している事業者リストや優先協議先は提供可能か。	協定・提携している事業者リストや優先協議先はございません。
20		仕様書 P3	6(2)	本府の関連施策（大阪観光関連商談会事業等）と連携とは、受託者からツアー情報の提供をイメージしているが、それ以外の業務は発生するか。費用が発生する可能性がある内容があれば教えていただきたい。	ツアー情報の提供に限らず、関連施策に応じて連携していただきます。例えば、ツアー商品をPRするブースを出展する場合には、ブース装飾費や広報用チラシの作成などが想定されます。なお、具体的な内容については、契約締結後に協議の上、決定します。

No.	質問項目	資料名称・頁	項目番号	質問内容	回答
21	再委託	仕様書 P4	6(4)	本業務において、コンテンツ制作の一部や、多言語ガイドの人材派遣、OTAサイトへの掲載代行等を外部事業者に発注することは「再委託」に該当しますか。 また、「業務の主要な部分」や「契約金額の相当部分」の再委託が禁止されていますが、その判断基準（主要な部分の定義・相当部分の割合の目安）を教えてください。	お示しの項目については再委託に該当しないと考えます。 再委託は原則禁止していますが、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、大阪府と協議し、承認を得た上で、再委託により実施することができます。ただし、次に該当する場合は再委託を承認しません。 ・業務の主要な部分を再委託すること ・契約金額の相当部分を再委託すること ・公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること ・随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること なお、業務の主要な部分とは、委託業務の目的を達成するための主たる業務をいい、契約金額の相当部分とは、契約金額総額の50%を超える場合をいいます。ただし、再委託は前段記載のとおり、効率的な業務執行を図るため、やむを得ない場合に限り認めるものであり、契約金額の相当部分に限らず、その内容で判断します。
22		仕様書 P4	6(4)	再委託比率の制限についてご教示ください。 また、主たる業務は委託しない前提で、上記のパーセンテージを1社で超えることは問題があると認識していますが、数社に跨る場合にも問題はありますでしょうか？ 例) A社（代表企業）10,000千円、B～E社（再委託先）11,000千円の場合等	数社に跨る場合であっても、契約金額の相当部分（契約金額総額の50%を超える額）の再委託は承認しません。再委託はやむを得ない場合に限り認めるものであり、複数の事業者で役割を分担して業務を実施する場合は、共同企業体としての参加をご検討ください。
23	応募の手続き	公募要領 P3	4(2)	応募金額提案書（様式3）における「費目ごとの内訳」について、具体的にどの費目区分を設けることが求められていますか（例：企画料・制作費・プロモーション費・運行費・人件費等）。また、ツアー参加料収入は収支計画に含めて示す必要がありますか、それとも委託料の用途のみ示せばよいですか。	様式3に記載する費目については、例示です。適宜修正の上、提出してください。なお、収支計画については、公募要領に記載のとおり、ツアー参加料金の設定等を含み提案すること（合計金額・費目ごとの内訳を含む）としていることから、参加料収入も計上してください。
24		公募要領 P3、4	4(2)	共同企業体（JV）として参加する場合、代表構成員と非代表構成員の役割分担（例：代表がツアー企画・運営、非代表がプロモーション・販売）は任意に設定できますか。また、各構成員に求める「府内事業所の有無」や「納税証明書」の要件は、全構成員それぞれについて個別に満たす必要がありますか。	共同企業体における構成員の役割分担については、共同企業体協定書において任意で設定してください。また、公募要領に記載のとおり、納税証明書等の応募に係る添付書類については、すべての構成員分の提出が必要です。なお、納税証明書に関しては、大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
25	審査方法・基準	公募要領 P7	8(1)	プレゼンテーション審査において「パワーポイント等の機材は使用できない」とされていますが、紙媒体の資料（A4印刷物・パネル等）の持ち込みは可能ですか。 また、プレゼンテーションの持ち時間・構成（説明・質疑の時間配分等）について事前に教えていただけますか。	プレゼンテーション審査における使用資料は、事前に提出いただいた企画提案書（様式2）に限ります。機材や紙媒体などの資料の持ち込みはできません。 また、プレゼンテーション審査の方法や時間配分等については、提案の受付期間終了後に応募者あて通知します。
26		公募要領 P4 公募要領 P8	4(2) 8(2)	共同企業体として参加する場合、障がい者雇用に関する審査（3点）は、代表構成員のみを対象としますか、それとも全構成員の雇用状況を合算・個別に審査しますか。 常時雇用労働者数が40人未満の構成員がいる場合の様式（様式10）は、当該構成員のみ提出すればよいですか。	審査は全構成員を対象とします。公募要領に記載のとおり、共同企業体で参加される場合、添付書類はすべての構成員分の提出が必要です。障がい者雇用に関する書類についても同様であり、構成員のうち1社でも要件を満たさない場合は、障がい者雇用の配点（3点）は0点となります。
27	契約手続き	公募要領 P9	9(7)	契約保証金（契約金額の100分の5以上）の免除要件として「同種類・同規模の契約履行実績が過去2年間で2件以上」とありますが、共同企業体として参加する場合、構成員のいずれか1社の実績で免除申請できますか。 また、「同規模」の判断基準（金額の目安等）を教えてください。	今回応募される共同企業体としての実績が対象となります。 また、「同規模」の判断基準については、公募要領に記載のとおり、当該契約金額の7割以上の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき、になります。